

議案第 13 号

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例に  
ついて

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別  
紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第125号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第9条 略</p> <p>2 市外居住者(大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が社会体育施設を利用する場合は、<u>第1項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算した額を納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の使用料は、利用の許可を受けた際に納付しなければならない。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料) 第9条 略</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

附則に次の1項を加える。

3 令和3年10月1日から令和8年9月30日までの間においては、社会教育関係団体であって教育委員会規則で定めるものが別表の(3)及び(4)の施設を使用する場合は、第9条第1項の使用料は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。

(1) 橋本市学文路スポーツセンター(グラウンド)

利用時間	午前	午後	夜間
	8:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
使用料	300円	300円	500円

(2) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館、橋本市学文路スポーツセンター(体育館)、橋本市学文路東体育館

利用時間	午前	午後	夜間

	8 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00
使用料	300円	300円	300円

施設電気料

利用時間	午前	午後	夜間
	8 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00
使用料	520円	520円	520円

備考

- (1) 橋本市学文路スポーツセンター(グラウンド)の夜間の使用料には、照明代を含む。
- (2) 利用時間の区分については、午前(9 : 00 ~ 12 : 00)、午後(13 : 00 ~ 17 : 00)及び夜間(18 : 00 ~ 22 : 00)の3区分とし、各区分を連続して利用する場合は、区分間の時間も含めて利用できるとみなす。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。